

京都市障害者施策推進審議会の役割について

1 京都市障害者施策推進審議会について

本市では、平成 6 年に障害者施策について調査審議するため、「京都市障害者施策推進協議会」を設置しました。

その後、平成 23 年の障害者基本法一部改正に伴い、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たり、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならない」とこととされました。これを受け、平成 24 年に「京都市障害者施策推進協議会」を「京都市障害者施策推進審議会」に組織改正するとともに、委員定数を拡大し、複数の障害当事者（家族含む。）に委員就任いただきなど、審議会機能の充実を図っています。

2 審議会委員

学識経験者、障害当事者（家族を含む。）、障害福祉関係団体及び市民公募の方、計 35 名に審議会委員を委嘱しています（[参考資料 委員名簿参照](#)）。

任期は、令和 6 年 6 月 26 日から令和 8 年 6 月 25 日までの 2 年間です。

3 審議会の処理・審議事項（京都市障害者施策推進審議会設置要綱 第 2 条）

- (1) 本市における障害者計画の策定及び変更に関する事項の処理
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策に関する実施状況の監視
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整をする事項の調査審議